

さいたま市告示第498号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がされましたので、その概要等を同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

平成30年3月30日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 （仮称）ヤオコー西大宮店
所在地 さいたま市西区西大宮四丁目5番1
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ヤオコー
代表者氏名 代表取締役 川野 澄人
住所 埼玉県川越市脇田本町1番地5
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社ヤオコー
代表者氏名 代表取締役 川野 澄人
住所 埼玉県川越市脇田本町1番地5 ほか
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成30年11月21日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,249㎡
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗東側 駐車場	119台
計	119台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
店舗東側 駐輪場①	35台
店舗東側 駐輪場②	16台
店舗東側 駐輪場③	22台
店舗東側 駐輪場④	90台
計	163台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面 積
店舗西側 荷さばき施設①	77㎡
店舗西側 荷さばき施設②	77㎡
店舗東側 荷さばき施設③	34㎡
店舗東側 荷さばき施設④	34㎡
計	222㎡

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置	容量	備考
廃棄物保管施設①		
店舗西側 廃棄物等保管施設 a	6. 6 0 0 m ³	紙製廃棄物
店舗西側 廃棄物等保管施設 b	0. 3 7 5 m ³	金属製廃棄物
店舗西側 廃棄物等保管施設 c	0. 3 7 5 m ³	ガラス製廃棄物
店舗西側 廃棄物等保管施設 d	6. 6 0 0 m ³	プラスチック製廃棄物
店舗西側 廃棄物等保管施設 e	1. 1 2 5 m ³	生ごみ等
店舗西側 廃棄物等保管施設 f	0. 7 5 0 m ³	その他可燃製廃棄物
小計	1 5. 8 2 5 m ³	—
廃棄物保管施設②		
店舗西側 廃棄物等保管施設 a	1. 5 0 0 m ³	紙製廃棄物
店舗西側 廃棄物等保管施設 b	0. 1 3 5 m ³	金属製廃棄物
店舗西側 廃棄物等保管施設 c	0. 1 3 5 m ³	ガラス製廃棄物
店舗西側 廃棄物等保管施設 d	1. 5 0 0 m ³	プラスチック製廃棄物
店舗西側 廃棄物等保管施設 e	0. 2 4 0 m ³	生ごみ等
店舗西側 廃棄物等保管施設 f	0. 1 3 5 m ³	その他可燃製廃棄物
小計	3. 6 4 5 m ³	—
廃棄物保管施設③		
店舗北側 廃棄物等保管施設 a	1. 5 0 0 m ³	紙製廃棄物
店舗北側 廃棄物等保管施設 b	0. 1 3 5 m ³	金属製廃棄物
店舗北側 廃棄物等保管施設 c	0. 1 3 5 m ³	ガラス製廃棄物
店舗北側 廃棄物等保管施設 d	1. 5 0 0 m ³	プラスチック製廃棄物
店舗北側 廃棄物等保管施設 e	0. 2 4 0 m ³	生ごみ等
店舗北側 廃棄物等保管施設 f	0. 1 3 5 m ³	その他可燃製廃棄物
小計	3. 6 4 5 m ³	—
合計	2 3 m ³	小数点以下四捨五入

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時00分～午後9時45分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時45分～午後10時00分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

区分	出入口の数
店舗東側 入口	1箇所
店舗東側 出口	1箇所
店舗南側 出入口	1箇所
計	3箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

位置	荷さばき可能時間帯
店舗西側 荷さばき施設①	午前6時00分～午後10時00分
店舗西側 荷さばき施設②	午前6時00分～午後10時00分
店舗東側 荷さばき施設③	午前6時00分～午前8時45分
店舗東側 荷さばき施設④	午前6時00分～午後10時00分

2 届出年月日

平成30年3月20日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

平成30年3月30日から平成30年7月30日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966

(2) 大宮区役所区民生活部総務課地域商工室

住所 さいたま市大宮区大門町3丁目1番地

電話 048(646)3093

FAX 048(646)3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べるすることができます。

(1) 意見書の提出期間

平成30年3月30日から平成30年7月30日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048(829)1364

FAX 048(829)1966